

宮城県バイオディーゼル燃料利活用奨励金交付事業

2017. 4. 12

1 事業の目的

宮城県では、バイオディーゼル燃料（BDF）の利用拡大を図るとともに、BDFの普及啓発を目的として、BDFの大口利用者を対象に、BDFの利用実績に応じて奨励金を交付いたします。

2 対象者

- ・対象者：県内に事業所を有し、県内のBDF製造事業者からBDFを購入してBDFを燃料として利用する事業者（新規・継続は問いません。）
- ・1事業者当たりの期間内の月間平均使用量：1,000L/月以上
- ・使用期間：3ヶ月以上継続使用（奨励金の交付対象は平成29年4月から）
- ・BDF利用車両であることを明示するなど、BDF利用促進の普及啓発に協力していただきます。
- ・県の「みやぎe行動(eco do!)宣言」の登録又は登録の申請を行っていただきます。

3 奨励金交付額

1事業者当たりの月間平均使用量区分	奨励金額（定額）	交付限度額
1,000L/月以上2,000L/月未満	30,000円/月当たり	120万円
2,000L/月以上3,000L/月未満	50,000円/月当たり	
3,000L/月以上4,000L/月未満	70,000円/月当たり	
4,000L/月以上	100,000円/月当たり	



※ただし、公共交通機関等の公共性が高い目的以外の利用事業者については、交付額及び交付限度額は上記の表の1/2の額とします。

4 募集期間

平成29年4月12日（水）から平成29年5月26日（金）まで

（ただし、上記期間内に予算額に達しない場合は、募集期間を延長する場合があります。）

5 評価・決定

申請があった使用計画について、事業目的の該当性やより効果的な普及啓発の実施の有無の観点から評価し、6月下旬（予定）に交付対象者を決定します。

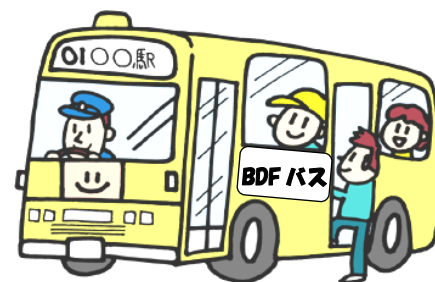
6 事業実施期間

平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで

7 奨励金の支払い

○計画期間終了後に、実績報告を提出いただき、事業の完了確認後に奨励金をお支払いします。

○使用開始後3ヶ月を経過した場合は、必要に応じ奨励金の一部について概算払いを請求できます。ただし、概算払いの請求は、2回を限度とします。



お問い合わせ先：宮城県 環境生活部 環境政策課 環境産業振興班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL：022-211-2664 FAX：022-211-2669

URL：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>

※様式・要綱は、上記ホームページで御確認ください。